

中国税政連

特別企画

加藤勝信

自由民主党
税制調査会
小委員長に聞く



中国税理士政治連盟

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL(082)246-0088 FAX(082)245-8377

E-mail:zeiseiren@chuzei.or.jp

第26回（令和4年7月20日執行予定） 参議院議員通常選挙における推薦候補者

次回の参議院議員通常選挙に際し、本連盟は令和4年1月27日に推薦審査会で、日税政では2月3日開催の正副会長会において、それぞれ次の4名を推薦候補者と決定しましたのでお知らせいたします。

■ 広島県選挙区	宮 沢 洋 一	(自由民主党)
■ 山口県選挙区	江 島 潔	(自由民主党)
■ 鳥取県・島根県選挙区	青 木 一 彦	(自由民主党)
■ 比例区	片 山 きつき	(自由民主党)

候補者の皆様のご健闘をお祈りいたします。

中国税政連 No.66 目次

特別企画 加藤勝信自由民主党税制調査会小委員長に聞く	3
宮沢洋一参議院議員講演会	12
税理士による 寺田 稔 後援会・研修会	13
国会議員秘書との懇談会（岡山県地区）.....	14

加藤勝信自由民主党 税制調査会小委員長に聞く



中国税理士政治連盟広報委員会は、令和四年三月二十六日（土）の午後、令和四年度税制改正大綱作成の仕切り役である加藤勝信自由民主党税制調査会小委員長を訪問し、総社市の議員事務所にてインタビューを行った。

重近会長と井上幹事長のほか加藤勝信後援会の江原和之後援会長が出席し、岡本広報委員長の進行により、このたびの税制改正大綱の作成の経過、ポイントを皮切りに、岸田内閣の掲げる成長と分配の好循環のための具体的方策、デジタルイノベーションほか今後の税理士に期待する事項についてお聞きした。

——会長の重近です。本日は公務

ご多忙の中お時間を割いていただき、誠にありがとうございます。三月二十二日に令和四年度の税制改正案が無事通過しました。

この法案の基となる自民党の税制大綱作成にご尽力を賜り感謝を申し上げます。我々税理士は税法に基づいて日常の業務を行っていることから、税制改正には非常に高い関心を持っております。その作成の過程、目的及び内容について先生にお聞きし、我々中国五県の税理士会員約三千二百名に広報したいという趣旨で、今日お邪魔をいたしました。また、この度は八年振りに税理士法の改正も税制改

正の中に盛り込んでいただき、本当にありがとうございます。今日はよろしくお願いいたします。

——広報委員長の岡本と申します。よろしくお願いいたします。

早速ですが、加藤先生と税のこれまでの関わりについて、簡単に話いただきたいと思えます。

〈加藤〉中国税理士政治連盟の皆様方には日頃から大変お世話になってまして、ありがとうございます。また、先般の衆議院選挙でもご支援賜りまして御礼を申し上げます。また、我が国の基盤であります「税」をしっかり確保するという観点から、税理士の皆様方には大変な役割を担っていただい

ていることに心から感謝を申し上げます。その上で私と税務行政との関わりで言えば、私自身は元々大蔵省出身で、今という財務省で仕事をしておりますが、その関係で昭和五十九年七月から約一年間、広島国税局管内で倉吉税務署長として仕事をさせていただきました。

倉吉税務署管内のみならず、定期的に広島国税局に赴いて管内の動向の報告や相談を行ったり様々な仕事に携わらせていただきました。それからもう一つは、平成五年七月に国税庁の総務課課長総括補佐をさせていただきました。国税庁総務課の中には、税理士業務を担当している係で担当補佐もい

まして、そういった意味で税務行政に係る仕事をさせていただきました。議員になってからは、まさに税調等において税制改正要望に関わり、特にコロナ禍においては厚労大臣として厚労省関係の税に関する改正等を財務省に要望してまいりました。直近では官房長官をやっていましたので、政府として全体の取りまとめをさせていただいておりました。こういったことが税務行政との関わりであります。

——ありがとうございます。先生は議員になられてからずっと税調の委員会のメンバーとして関わって来られているということですか？

〈加藤〉 税調は広い意味で自民党議員の全員がメンバーなのです。私が入った頃には小委員会と言いつつも、ながらもそこに全部の議員が出てきて、発言するという仕組みになっていました。小委員会という小規模な委員会かというところ、うではなくてある意味では税調そのものと言っても良いですね。今回は小委員長としてその取りまとめをやり、もちろん税調全体と

しては広島県の参議院議員の宮沢先生が会長を務められ、私はそのサブとして仕事をさせていただいております。

——先程ご説明いただきましたように、先生は税務行政の中で深い関わりをされているのですけれど、税調の小委員長という役割について具体的にお聞かせください。

〈加藤〉 ひとは税調の小委員会というところで、それぞれの業界あるいは国会議員が見たり聞いたりしたことを踏まえた要望をあげます。まずは各部会の部長が発言するわけですが、一般の議員も発言します。それが小委員会という場です。小委員会こそ自民党のいろいろな人たちの意見が活発に展開される場で、小委員長はその仕切り役をやらせていただくというのがメインの仕事であります。それ以外にはいわゆるインナーや幹部などいろいろな言い方をされますが、総じて言えば「今年の税制改革はこういう方向で行こうか」というあらかじめの方針付けや「最終的にはこうしよう」という相談をする場所が、今言った税調の幹部会ということであり、

私もそのメンバーであるということでもあります。

——仕切り役という感じですね。

〈加藤〉 そうですね、議論の仕切り役であり、方向性を税調会長とも相談しながら取りまとめしていく役割です。

——ところで伝え聞くと、ころによると、去年の大綱作成は短期間でやらなければならなかったという話をお聞きしているのですが、それは衆議院選挙も影響していたと思うのですが、そのあたりの経緯をお伺いできますでしょうか？

〈加藤〉 おっしゃる通りで、税調の議論は毎年十一月半ばから十二月十日前後にかけての約四週間で大綱を決めるスケジュール感ですが、去年の場合は十月のぎりぎりまで衆議院選挙があり、その後、党の人事などがあつたことから、十一月二十六日の総会がキックオフになりました。その前の年は十一月一九日がキックオフでした



から一週間遅れてのスタートとなりました。結果的に週末を使って幹部会を開催するなど、かなりタイトなスケジュールではありましたが、

——一週間でも大きいのですね。〈加藤〉 一年の一週間はそうでもないのですが、四週間の一週間です。これは結構大きいものがありますね。

——今の国会では通常は補正予算から組むものが年内に組まれた関係上、本予算を十二月から審議したということを読んだのですが、その関係もあって短かったのですか？

〈加藤〉 そのことと直接の関係はないですね。やはり一番大きいのは選挙ですね。

——次に、大綱の出来栄えについて自己評価をしたらいかがですか？

〈加藤〉 自分で出来栄えを評価するのは辛いものがありますね(笑)。今回の税制改正大綱というのは岸田政権スタート後の最初の



税制改正でした。よって、政権が

どういうことを考えておられるか、特に新しい資本主義の中で「成長と分配の好循環」をしつかり実現していくための方策の構築、あるいは普政権、さらに以前

からのカーボンニュートラルとかデジタル化とか、次の時代に向けて税制面からどう対応していくのか、このような課題がある中で、

賃上げにかかる税制をさらにバージョンアップしたことが特色でしょうか。また、後程ご質問があるかと思いますが、特に大企業に

関してはいわゆるマルチステークホルダー、株主だけではなくてそこで雇用されている人や取引先に対してもしっかり対応してくれることを前提に、税額控除の適用を進めていくとか、あるいはオープンイノベーション税制をより使い

勝手が良いものにしていくこと。さらにはカーボンニュートラルに関して、住宅ローン控除を住宅の省エネ性能向上を促進し得る形で延長していくということなどです。検討条項の中で様々な議論がありましたけれど、カーボンニュートラル実現に向けての「ポ

リシューミックス」について様々な

観点から検討を進めますということとこの辺がひとつの特徴ではないかなと思います。もちろんこれから検討すべき課題としたものもありますが、求められているものに対してひとつひとつ答えを出すことが出来たと考えています。

——今回の大綱作成にあたり一番ご苦労されたところはどんなところでしょうか？

〈加藤〉 そうですね。税制改正の中身にはいろいろとありますけれども、ひとつは住宅ローン減税に関してです。議論のスタートの背景には会計検査院から控除率と実

際の適用金利を比較すると金利の方が低いのではないかとのご指摘があり、それがひとつの契機となりました。したがって控除率そのものを下げるといふ議論が求められる中で、そこにカーボンニュー

トラルを組み込みながらどう答えを出していくのかということが議論の軸であったと思います。あと、賃上げに関しては、これまでにも賃上げの税制はありましたが、それを有効に効かせるためにどの

ような対応を行えばいいのか、しかも新しい資本主義という考え

の中でどう組み込んで行けばいいのか、この辺りが議論の中心だったと思います。

——やはり住宅ローン減税のように非常に多くの国民や住宅メーカーさんに係るような税制改正では、いろいろな方面への配慮というか、利害関係のある方がたくさんいらっしゃるよ

ね。〈加藤〉 特に住宅ローンを使う若い方が多いですよ。そういう皆さん方の声も聞きながら進めていかなければならない。そして、景

気の動向もあります。そういった面に配慮しつつ、先程も申し上げたより質の高い住宅、省エネ住宅の増加を図っていかなければならないという社会的な要請も考えて議論させていただきました。

——今回の税制改正大綱では税理士会からの建議内容において、交際費の損金算入の適用期限の延長、財産債務調書の提出期限が六

カ月になったという部分、それから法人版事業継承税制特例措置の延長ということを取り上げていただきました。



〈加藤〉 そうした要請については積極的に議論され、「しっかりとやれ」という声ばかりだったと記憶しております。

—— 先程先生が仰いました賃上げ規制なのですが、特に大手企業の新規雇用ではなくて継続雇用の方に要件が動くことと、大幅に税率が上がるという内容ですので、正直、我々中小企業相手の税理士にとってはそこまで大手の企業に関わる事は少ないのですけれども、特に大手の企業が対象になる部分が多いと思われれますので、非常に大きな減税策であると私は思いま

した。やはり産業界からそういった要望が強かったのでしょうか？

〈加藤〉 賃上げ税制の内容は途中で少し見直しも行われていました。岸田政権の掲げる新しい資本主義の実現のために成長と分配の好循環を成し遂げていくための賃上げをさらに促していくとの観点から議論を行いました。積極的な賃上げを促すために、賃上げを行う企業の税の軽減を積極的に図っていく。こういう流れでありましたから、大企業で税額控除率が三〇%、中小企業の場合四〇%まで引き上げられたわけであります。また、大企業では持続的な賃上げと、いわゆるマルチステークホルダーの人に対する経営の取組みを宣言するという、これをひとつの要件に課すことにしました。賃上げに係る税率でこれだけ控除率が高いというのは過去最高だと思えます。これをうまく活用していただいて賃上げはもとより、研修も含まれていますので、人的資本の拡充を図っていただく。そして、このような宣言をすることで、協力会社も含めた賃上げの流れを作ってもらえたらいいなと

思っております。それが功を奏したのか、もちろん景気の状態等もあります。三月十八日時点での春闘の結果を見ますと、回答が出た七百七十六組合の加重平均で六千五百八十一円、二・一四%の増加と、前年に比べて千十八円、ポイントで〇・三三ポイント増、しかも増加幅が二%台になったのは三年振り、途中経過ですけどもこのような結果が出てきています。是非、この流れをさらに中小企業も含め広がっていったら中小企業も活用できませんが、そうした企業は活用できませんが、そうした企業に対しても補助金等いろいろな施策を講じて、しっかりと賃上げの機運を作り上げていきたい。特に、足元の物価が上昇していますので、賃上げはしっかりとやっていかなければならない、進めていかなければならないと思っております。

—— 正月明けに大綱が出た時にお客さんの所を回ると、この話は多くの経営者の方がされており、かなりインパクトがあったのだらうなと思えます。その中で先程もお話のありましたマルチステークホ

ルダー宣言という、私の経験では初めてで非常に面白い取組みだと思ったのですが、政府の方針や税調の議論の中でこれを入れようという背景があったのでしょうか？

〈加藤〉 ベースとしては先程申し上げました総理の十月の所信表明において、いわゆる株主だけではなくて従業員も取引先も恩恵を受けられる三方良しの経営を行うことが重要だと仰っていました。そのようなことを踏まえて、大企業と言っても資本金が十億円以上、従業員数が千人以上という規模です。すからかなり対象は限られてくるとは思いますが、従業員への還元とか取引先への還元といったことを公表していただきます。公表すると関係者全員が見ていますから当然それをやっていくという形に繋がっていくと思えます。大企業は賃上げしたけれど、協力会社はその分吸い上げられて全然逆だったという事ではうまくいかないわけですから、そのような意味で自分の企業だけではなくて、グループ全体に広く賃上げが拡大していくことが大切です。それは新しい資本主義にも繋がることだと思

ますし、先程も申し上げました三方良しという事に繋げていくためにも中で議論してきました。かといって一個一個チェックしていくことはできませんから、こうした形で宣言し公表していただくというところがひとつの要件になったわけです。

——賃上げ税制も税額控除もそうなんです、一方で二〇%までの限度というのが存在しています。

今回私が確定申告した個人病院なのですが、千四百万円従業員の給料が増えていて、控除率が一五%なので二百四百万円の控除が発生するはずなのですが、利益が出ていないため六十三万円しか発生しないケースがありました。

〈加藤〉この仕組みは本件だけではなくて、様々な租税特別措置にキャップを被せ、改正上の影響も勘案して付与するというのが一般的です。そこはそれとしてご理解いただきながらしっかりと儲けていただく、そして従業員にしっかりと還元していただきたいと思っております。

——私の感覚では中小企業の半分以上が二〇%までになってしまうの

です。だからちょっともったいないなという感想と、機械の税額控除のようにせめて一年間の繰越しが認められないかなと思っております。

〈加藤〉考え方のひとつとしてはあるのかと思いますが、先程申し上げた我々が税調議論するときも税収そのものがどうなっていくのかという事も当然念頭に置きながら、議論させていただいております。また、先程も申し上げたように租税特別措置全般にかかる話でもあります。

——一方、大きな改正項目の住宅ローン減税ですが、今回ZEH（ゼッチ）という言葉が新たに出てきました。ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスは特にマンションに関して私の認識では耐震性とか省エネとか向上しているものが多いので、それ以上の仕様にするというイメージで作られたのではないかと思います。先程金利が下がっているということで控除率が〇・七%に下がるけれども、一方で十年が十三年になるという措置がされています。価格の問題等もあるとは思いますが、一般住宅を

建てる方が多いので減税というローン控除が少なくなっているようなイメージを受けるのです。それは将来的にもそういう傾向になるのでしょうか？ 認定住宅として認められたものを中心的に優遇して、一般住宅については国の施策も含めてそこまで重視しないというかがでしょうか。

〈加藤〉今回、一%を〇・七%に下げて期間を十年から十三年にしています。控除額については、先程の賃上げ税制の時にも議論になったようにキャップがかかりますよね。本件で言えば税額控除をしようと思っても所得との関係で所得の低い人はそこまでいかないので十分に控除ができなかった。それが今回、十年が十三年になって一年間の控除額は減りますが、期間が延長にされることに伴いそれだけ所得の低い方に関してはより多くの控除ができるというメリットはあります。確かに年収六百万円位の方だと借入額など色々な条件はあるのでしょうけども、総控除額が二百九十九万円だったのが三百四十四万円になるというケースもあるということでは



です。だから中所得者層・低所得者層の方にとってみると今回の措置は結果的に減税が拡大しているという見方もできるのではないかと思います。それからやはりカーボンニュートラルを進めていく意味においても、また健康寿命の意味においても断熱性が高い住宅に住んでいただくというのは非常に効果が高いわけであります。そういう方向に住宅自体の質をシフトしていく。これは自然な流れだと思えます。その中で、今後たとえば金利が上がっていった時にはどうなんだろうかという話にな

ると思いますが、それは正直、その時の状況を見ながら議論していく。当然、その時の国や地方の財政状況を見ながら議論していくことになるのだと思います。ただ、単にそこだけを見るのではなくて、今申し上げたここに込められている、より質の高い住宅を作っていくといった要素も加味しながら議論していかなければならないと思います。

——さて、税理士法の今回の改正に関しまして、今回の大綱の中では税理士業務のICT化の推進の明確化ということと、事務所設置の規制、これはコロナ禍における出勤問題等も関係しています。他には多様な人材の確保が盛り込まれました。それぞれ具体的に税調でどのような議論がされたのでしょうか？

〈加藤〉 税調では、税理士制度の見直しの各事項について圧倒的な賛成の声が寄せられ、反対の声は聞かなかつたくらいでした。結果においても税理士会からご要望いただいた税理士法に関する改正要望書の要望項目は基本的に全て実現したと認識しております。こう

した議論の背景にもICT化の進展が存在していたとは思いますが、是非このような改正を行うことによつて、皆さん方により時代に合った、あるいは納税者や相談される方のニーズに沿った対応をより一層図っていただけるようになることを期待したいと思っております。

——次に先生もいろいろな所でご質問を受けられているかと思いますが、いわゆる相続税制の贈与税との一体化税の話で、今回税理士会にとつても一番注目度の高い項目でしたが見送られました。この見送られるに至った経緯をお話いただければと思います。

〈加藤〉 今の金融資産をどう活用していくかというのは、経済の成長を図るといふ意味でも課題になっています。実際に金融資産の多くは高齢者の方が所有され、さらに高齢者から高齢者にシフトしていく。若い世代への金融資産のシフトがなかなか進んでいないと思います。そうした中で若い世代に資産が移転することによつて、より有効に積極的にいろいろなものに活用されていく。これは経済



の活性化に繋がります。他方、世代間格差の固定化というのがひとつの課題になっていますから、やはりそのようなことにも十分配慮する必要があります。両方を睨みながら議論をしていく必要があります。外国の事例や現下の経済社会情勢、今行われている実態、さらにそれを実務的な観点からどう捉えていくのか、多面的な議論をしっかりと行っていかないとならぬことから、今回は引き続き（本格的な）検討を進めるといふ結論となったということです。

——それは、先程先生が仰った調査とか、実態把握に時間がかかるという理由でしょうか？

〈加藤〉 そうですね。やはりいろいろな方がいらつしやつて、例えば贈与税と相続税の場合、今は贈与税の方が高くなっているのですが、それは逆に相続財産が少ない方から見ると贈与を止めている感がするし、たくさん持っている方から見ると逆の見方もあるので、対象の方々の状況がいろいろあることの中で先程申し上げた課題をどう整理していくのか、なかなか容易ならぬものがあると思います。しかしポイントは資産移転時期の選択に中立的な税制を作っていくということ、税制の中立が常に求められている中で、この時代においてどのように実現していくのかをしっかりと考えていかないといけません。

——先生ご自身の意見としては、どのような形になると思われますか？

〈加藤〉 今の時点では、具体的な議論が税調の中で行われているわけではありません。こつちの方向だ、あつちの方向だというのは正直言い難いのが今の状況です。今、暦年課税三年と相続時精算課税制度を皆さんがそれぞれ適宜に

選択されているのではないかと思いますが、そのようなことが実際に資産移転の面でどうなるのか。また他方で、格差を固定化しない、要するに税の再分配機能をどう発揮させていくのか。かなり様々な視点から議論していかないといけないと思います。

——今の日本人の資産格差が広がっているという話が随分あります。色々な本が出ていて、ピケティの本も読んだりしましたが、日本人の資産格差が以前よりも広がっているのは実態的にそうなんですか？

〈加藤〉 資産を形成されていない方々が出てきているということは確かにあります。中間層が分かれてきているのではないかと。それから経済の成長の問題もあります。経済成長に伴いフローで獲得する所得がより大きくなりますが、低い経済成長の下、所得の伸びが止まっており、そうすると資産の承継に伴う財産・資産の違いが強く出てきます。

——ストックですね。

〈加藤〉 そういった意味では、ストックについてもよく議論してい

かないといけません。高度成長期のように所得が青天井のように上がっているのであれば、所得が非常に注目されています。そのような時代にしていきたいという思いはありますが、足元を見ると、代々家を持つているとか、財産を持つている人とそうじゃない人との次の世代における格差が、引き起きてしまっている面もあるのかと思っっています。

——いろいろな階層によって考え方が違うのかもしれませんが、富裕層という人々は持っているだけで使わない。財産が増えているが稼いで増えているわけではない。ただ、贈与は相続税の低減を図る

ための目的もあります。贈与したからお金が回るのかと…ちよっと眉唾な面もあるのかなと思うこともありますね。

〈加藤〉 どこに注目していくかでですね。経済から見れば多分若い人にお金が回った方がより使いますね。私もそうですが高齢者はだんだん使わなくなっていくます。要するに子供や孫との関係を考えればそういう世代の方が、次の次の世代のいわば教育投資にも繋がっていくという面は確かにあります。ただ、一方で格差が課題になる時代になると先程申し上げた状況になってくる。ですから社会の状況なども良く見ながら議論していかないといけないと思います。

——ところで、複式簿記の普及・一般化ということで、大綱の中に記帳水準の向上に向けた施策という項目があって、近年「フリーランス」と呼ばれている個人事業者が増加傾向にあります。税理士としてはどちらかというと忙しい時期に個人事業者の申告は、繁忙に輪をかけてしまうためあまり関心が無いというか、本当はそういうところも積極的に関与すべきでは

あると思っっているのですが、あまり手を付けにくいところでもあります。特に、記帳水準が非常に低いために時間がかかる、手間がかかる場所であったり、支払い能力の関係で税理士の顧問報酬を頂ぎにくい現状があります。一方で、コロナ禍によりいろいろな支援金制度をお手伝いさせて頂く中で、あまりにも経理がずさんなために自らその機会を失うとか、取得しようという気すら起こらないという、非常に残念な事業者も見ているところなんです。記帳水準の向上について税調の中でどのような議論が出てきて、こういう施策の記述になったのかという経緯を教えてくださいませんか？

〈加藤〉 記帳水準の向上を図る。これはまさに適正な税務申告をしていただくことの第一目一番地です。同時にそれにとどまらず、今お話があったようにその事業者にとって、記帳するという事は客観的に経営状態を把握するということですから、それを見える化していくことは経営にも当然プラスになります。それから先程ご指摘がありましたコロナの時にいろいろ



な融資や補助の制度を作るわけですが、迅速な申請やそれをチェックすることに時間がかかってしまう。そういうことが実際にあったと思います。そういった意味でもこれを進めていただきたい。それからデジタル化の時代に入ってきて、様々な会計ソフトが出現しており、使い勝手の良いものも出てきているのではないかと思います。そういったものを上手く活用していただいて、今の時代にふさわしい仕組みを作っていただく。

デジタル化を進めていくことで、税務申告をはじめ税務の指導、経営に関するアドバイスも含めより対処しやすくなっていくのではないかと思います。「電子化」と「デジタル化」は言葉を分けて使っていて、今やっている事を例えれば単にパソコンの中に入れ込むのが電子化ですが、デジタル化というのは新しい時代に応じてやり方自体を変えていく、その中で記帳の水準だけでなく記帳のやり方自体が変わる可能性もある。そうすると、それが次の時代に適合した経営を生み出して、その企業の体質を強化していく。是非そのような

流れと仕組みを作っていただけだからありがたいと思っております。税理士の皆さんが納税に対してだけではなく、関与先に対する経営上の支援も含めて積極的に対応していただきたいと思えます。課題があればご指摘いただき、我々の中でしっかりと議論し、必要な見直しを図っていききたいと思えます。

——税務署の記帳指導の参加者が少ないという話を聞いた事がある。そのひとつの理由が会計ソフトの指導がないというものでした。仕組みは教えられても「どうやってやったらいいの」というところまで踏み込めない。つまり、当然会計ソフトというのは民間事業者なので、斡旋することができない。そこが非常に大きいのではないかなと思っております。実は毎年、国税庁のホームページの「Q&A」を見ているのですが、すごく良くなっているんですね。国税庁のホームページで作る所得税の申告書は、通常の我々税理士が使っている専門の会計申告ソフトとほとんど差がないくらい良くなっていきます。ですから申告に関してはわざわざ

税理士を通さなくても、納税者にとってすごくわかりやすいですし、間違いがないように作ってあります。ただ、会計処理になるとどうしても民間会社が入ってしまうので、民間会社のソフトに対する何らかの国の支援とか教育が効果がありそうかなと、個人的には思っています。

〈加藤〉 記帳指導において、個々の会計ソフトについて指導するのは難しいと思いますが、会計ソフトをしっかりと活用してもらうようにすることは大事です。

——デジタル化が求められる中、今後はインボイスへの対応も考えなければいけませんね。

〈加藤〉 インボイスに関してはいろいろな議論があることは我々も承知はしております。消費税率が複数税率であるために、それを前提とする中で、できるだけ簡素な形で進めていくことが必要と思えます。それと先程の話に繋がりますけれどもITをどう活用しているのか。IT導入補助金も拡充していますし、クラウドサービスを使うことになりましたから、利用料に対する補助も行われています。



また、小規模事業者向け補助金の中でもインボイス枠が今回別途作られていますので、是非こういう制度を上手く活用していただきたい。それから、それぞれの事業者の方々に電子インボイスだけではなく、全体としてのデジタル化を進めていただく。そして、パーツパーツでやるとさっき言われたように金と手間がかかるのですけど、今はセットになっており、しかもクラウドを使うと割と簡単で、改正があっても大元で変えてくれますからひとつひとつ修正しなくても済むという流れになってきています。そのようなものを活用してい

たどくことが、中小企業の生産性を上げることにも繋がっていくと思っております。是非推進していただきたいと思えます。また、中小企業の補助金の中には税理士の方々への相談に係る費用も補助の対象になっているので活用いただければと思います。

——最後にりましたが、税理士への期待についてお聞かせいただきたいと思えます。

〈加藤〉冒頭に申し上げましたとおり、我が国の租税、特に申告納税制度という税制の中で、適正な納税義務を実現していくために、税理士の皆さんには大変重要な役割を担っていただいております。

また、税制改正要望の建議を毎年頂戴しており、我々にとっても大変大事な建議であると認識をしております。是非、そうした活動を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。また、現場で納税者の方と直に接しておられるわけですので、そこから出てきた課題、大きなものは建議となつていと思えますが、そこに至らないものもあると思えます。そのような事柄でも今日のような機会を通じて教え

ていただければ大変ありがたいなと思えます。加えて、単に税だけではなくて、中小企業の皆さんの経営を支援する専門家として、さらにご活躍をいただきたいと強く期待しております。今後もご活躍を期待いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。



宮沢洋一参議院議員による 講演会を開催

— 広島県税理士政治連盟 —

令和四年三月十九日（土）、広島市中区のリーガロイヤルホテル広島において宮沢洋一参議院議員をお迎えし、広島県税政連主催、中国税政連の後援による講演会を開催しました。



その後援会の活動エリアは福山市を中心とした広島県東部地域でした。

そのため、この七月執行予定の参議院議員通常選挙では、広島県の税理士全員で後押しをする心意気で「税経講演会」と銘打って企画、感染対策を講じて、確定申告終了直後の土曜日にもかかわらず約七十人の税理士会員が参加しました。

開会にあたり、伊藤県税政連会長からあいさつを兼ねた本催事の目的説明があり、続いて宮沢議員が登壇されました。

講演では、昨年九月に同じ広島県出身の岸田総裁が誕生した自民党総裁選の経緯と裏話、そして内閣総理大臣への就任にあたり官僚がしっかり仕事ができる体制を作るなど、総裁選の裏方を担って来られたが故に経験されたお話を

ぶさに聞くことができました。

また、外交面では触れずにはいられないウクライナとロシアの戦争に言及され、そのロシアから生産される石炭・液化天然ガス・石油などのエネルギー資源

が、日本経済へ与える影響についても解り易く説明をしていただきました。

そして、令和四年度税制改正について、とりわけ賃上げ税制は使いたい人が使える税制であると説明があり、終盤には事前に会員から募った贈与税基礎控除、国際課税制度の見直し、金融所得課税の見直し等に関する数々の質問にも丁寧に解説されました。

終わりに、高橋県税政連副会長が謝辞を述べられ、短い時間でしたが内容の充実した講演会となりました。

副会長 井上 博夫



税理士による 寺田 稔 後援会・研修会

令和四年四月九日（土）、税理士による寺田稔後援会は、呉市・呉阪急ホテルにて、後援会員を対象とする研修会を開催しました。

講師はもちろん寺田議員です。先生は昨年十二月に内閣総理大臣補佐官に就任され、国の内外の様々な課題に取り組みられています。補佐官の役割は、内閣の重要政策に関し内閣総理大臣に進言し、意見を具申するという総理直轄のポスト、日々官邸で他の補佐官と共に執務されているとのことでした。

今回はご担当の国家安全保障についてご講演いただき、我が国の防衛体制、とりわけ当地には、海上自衛隊呉基地及び在日米陸軍基地があり重要拠点として運用されていること、また二月下旬に勃発したロシアのウクライナ侵攻を巡る各国の戦略にも言及されました。これ以外にも会員の税制に関する質問にもお答えいただきました。

翌日早朝に官邸での会議が入り、残念ながら急ぎよ帰京という予定変更と



なりましたが、税理士の活動に理解が深く、慌ただしい中時間までご対応いただいた先生を、三十名の出席者で温かくお見送りしました。

後援会長 山田 毅美

— 後援会活動に関する記事を掲載しています —

広報委員会

広報委員会では、機関誌「中国税政連」を企画・編集しており、本連盟の活動状況や国会議員のコメントを掲載して、5月、11月、1月の年3回、会員の皆様にお届けしています。

また、1月発行の新年号では「後援会だより」のコーナーを設けて、税政連活動の基盤である後援会の活動状況を掲載しているところです。

後援会の設立や定期総会の開催、議員事務所への訪問や確定申告会場の後援議員の視察実現など様々な後援会活動がありますが、原稿とお写真をいただければその都度各号に掲載いたします。

後援会活動のPRは税政連活動の活性化にもつながります。

皆様からの原稿をお待ちしています。

国会議員秘書との懇談会を開催

岡山県地区

本連盟では新体制発足後の新たな取組みとして、議員事務所側は税理士による後援会にどのような活動や支援を求めているのかをテーマに掲げ、その具体的取組を懸案事項としていたが、2年前からの新型コロナウイルス感染症による行動制限等により実現の機会を失っていた。

そんな中、重近会長のお膝元である岡山県税政連では、施策の趣旨を前向きに受け止めるとともに、3月21日（月）にまん延防止等重点措置が全面解除されたことを受け、テストケースとして岡山県内にある4国会議員の各事務所のご協力により、初の試みとなる標題の懇談会を企画。本連盟もこの催事に「後援」という形で協力し、令和4年4月15日（金）、岡山市・岡山プラザホテルに重近会長、井上幹事長ほか関係役員が出席した。

岡山県税政連の梶房幹事長の司会により開会、富山会長の開会あいさつと重近中税政会長の趣旨説明の後、感染防止措置を整えた各テーブルから出席者が自己紹介した。議員秘書からは、税理士政治連盟は士業団体の中でも全国で統一して活動されている。長期に亘って中小事業者の税務申告と経営支援に努めているからこそ、提案・要望には客観的な説得力があると議員は理解しており、議員を日々裏支えている我々にこのような場を設けていただき感謝していると謝意があった。懇談では、秘書の日常活動や関連団体との連携の重要性を伺うとともに、双方の立場から「こうありたい」「こうあってほしい」としたイメージをフランクに交換し、非常に有意義な会合となった。

（後援会対策委員 森末 英男）



国会議員秘書との懇談会（岡山県地区）出席者

※ 順不同

国会議員事務所

逢沢一郎事務所 藤井章文 秘書
橋本岳事務所 高坂隆行 秘書

山下貴司事務所 荻野大介 秘書
加藤勝信事務所 杉原洋平 秘書

税理士による国会議員等後援会

逢沢一郎後援会 田中一宏 会長
山下貴司後援会 逢坂典久 幹事
橋本岳後援会 妹尾盛司 会長

岸本充博 幹事長

岡山県税理士政治連盟

富山敬介 会長 梶房健介 幹事長

中国税理士政治連盟

重近 實 会長 井上博夫 幹事長 森末英男 後援会対策委員

中国税理士政治連盟役員名簿

令和3年9月

役 職 名		氏 名	
会 長		重 近 實	
副 会 長		藤 中 秀 幸 富 山 敬 介 細 木 貞 彦	伊 藤 博 文 中 尾 修 治 郎
総 務		海老澤 孝 公 田 中 一 宏	
幹 事 長		井 上 博 夫	
副 幹 事 長		篠 原 敦 子 梶 房 健 介 糸 賀 巧	柳 井 卓 正 岸 本 信 一
幹 事		高 橋 誠 山 崎 安 造 荒 神 五 師	中 原 教 明 岡 本 倫 明
委 員 会	政 策 委 員 会	委員長 高 橋 誠	副委員長 近 藤 秀 樹 委員 垣 内 康 司 委員 中 川 健 一 委員 森 脇 俊 樹
	財 務 委 員 会	委員長 中 原 教	副委員長 山 本 忠 生 委員 松 本 拓 也
	組 織 委 員 会	委員長 山 崎 安 造	副委員長 桑 原 陽 一 委員 岸 本 充 博
	広 報 委 員 会	委員長 岡 本 倫 明	副委員長 國 平 敏 朗 委員 楠 部 誠 幸 委員 山 根 和
	後援会対策委員会	委員長 荒 神 五 師	副委員長 矢尾井 敏 廣 委員 小 泉 尚 志 委員 森 末 英 男 委員 小 谷
会 計 監 事		毛利山 正 行 三 宅 典 夫 川 上 眞 次	星 野 泰 輝 岩 倉 恭 司
会 計 責 任 者		中 原 教	
推 薦 審 査 会		委員長 藤 中 秀 幸 委員 富 山 敬 介 委員 細 木 貞 彦 委員 重 近 實	副委員長 伊 藤 博 文 中 尾 修 治 郎 井 上 博 夫
顧 問		小早川 隆 幸 国 富 樫 雄 原 田 啓 吾 杉 山 文 成	島 原 順 良 久 保 雅 典 灘 博 明
相 談 役		齋 藤 慎 悟 桑 原 添 一 尾 添 憲 男	石 高 雅 美 松 本 正 福

税理士による国会議員等後援会一覧

令和4年1月7日現在
(順不同・敬称略)

■国会議員 (※「選挙区等」は前回選挙における当選選挙区を示す。)

後援会名	所属政党	選挙区等	事務所			後援会長	幹事長
			〒	住 所	TEL		
税理士による 岸田文雄後援会	自民	広島1区	730-0003	広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中 伸介	楠部 誠
税理士による 平口 洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田 啓吾	加賀田佳男
税理士による 斉藤鉄夫後援会	公明	広島3区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西 龍夫	西山 健三
税理士による 寺田 稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	山田 毅美	福島慎太郎
税理士による 佐藤公治後援会	立憲	広島6区	722-0014	尾道市新浜1丁目14-31	090-7977-0823	岡村三千男	瀬尾 暁史
税理士による 小林史明後援会	自民	広島7区	726-0013	府中市高木町449-4	0847-45-5702	定金 孝幸	占部 圭祐
税理士による 高村正大後援会	自民	山口1区	745-0807	周南市城ヶ丘2丁目1-31	0834-28-3311	松田 明	合田 賢治
税理士による 岸 信夫後援会	自民	山口2区	740-0017	岩国市今津町2丁目14-15	0827-24-4030	北村 和幸	柳井 卓正
税理士による 林 芳正後援会	自民	山口3区	750-0081	下関市彦島角倉町3丁目16-12	083-266-4009	中尾 友昭	藤上 博之
税理士による 安倍晋三後援会	自民	山口4区	751-0855	下関市稗田西町16-1	083-252-1960	石光 孝英	杉本 康平
税理士による あいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0028	岡山市北区絵図町3-15	086-252-3961	田中 一宏	岸本 充博
税理士による 山下たかし後援会	自民	岡山2区	700-0907	岡山市北区下石井2丁目8-6	086-222-7830	横山 雅一	中川 健一
税理士による 橋本 岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内	086-425-7290	妹尾 盛司	大内 和明
税理士による 加藤勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原 和之	岡本 章
税理士による 石破 茂後援会	自民	鳥取1区	680-0846	鳥取市扇町54	0857-22-0525	葉狩 弘一	録澤 哲雄
税理士による 赤沢ようせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	松本 正福	中村 剛士
税理士による 細田博之後援会	自民	島根1区	690-0825	松江市学園2丁目18-27	0852-26-1360	矢尾井敏廣	田中 真
税理士による 宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	721-0973	福山市南蔵王町1丁目11-12-101	084-926-0034	齋藤 慎悟	羽原 伸悟
税理士による 江島 潔後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	坂井 孝義
税理士による まいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取 島根	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	鶴田 和彦	山本 博敏
税理士による 青木一彦後援会	自民	参議院・鳥取 島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木 貞彦	安原 満
税理士による 片山さつき後援会	自民	参議院比例	735-0012	安芸郡府中町八幡1丁目4-28	082-284-5714	田村 好孝	椎野 年雅

■地方公共団体

税理士による ゆざき英彦後援会	無所属	広島県知事	731-0101	広島市安佐南区八木2丁目12-34 税理士法人上原会計内	082-873-3731	川本 泰清	上原 博行
税理士による 村岡嗣政後援会	無所属	山口県知事	740-0017	岩国市今津町2丁目14-15	0827-24-4030	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による 松井一實後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町9-13	082-227-8882	杉山 文成	大場 史郎
税理士による 伊木たかし後援会	無所属	米子市長	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	中村 剛士	播間 光広

後援会へのご入会について

令和4年5月
中国税理士政治連盟

後援会対策委員会では、本連盟組織活動方針のもと、税理士による国会議員等の後援会づくりを促進するとともに後援会の育成と拡充強化に取り組んでおり、現在26の後援会が結成されています。

税理士による後援会は、後援議員を国政に送り出すだけでなく、公正な税制の確立とよりよい税務行政への改善に向け、議員に直接はたらきかけを行うなど、税政連活動の根幹として非常に大きな役割を担っています。その活動を支援するため、当委員会では後援会への入会勧奨を実施しています。

つきましては、入会をお考えの後援会がございましたら、本紙の所定事項にご記入の上、このまま中税政事務局（FAX:082-245-8377）までご返送ください。

追って、事務局から参考資料を送付させていただきます。

■ 入会を検討中の後援会（「記入欄」に○印をお付けください。）

後援会名	選挙区等	記入欄	後援会名	選挙区等	記入欄
岸田文雄後援会	広島1区		石破 茂後援会	鳥取1区	
平口 洋後援会	広島2区		赤沢りょうせい後援会	鳥取2区	
斉藤鉄夫後援会	広島3区		細田博之後援会	島根1区	
寺田 稔後援会	広島5区		宮沢洋一後援会	参議院 広島	
佐藤公治後援会	広島6区		江島 潔後援会	参議院 山口	
小林史明後援会	広島7区		まいたち昇治後援会	参議院 鳥取・島根	
高村正大後援会	山口1区		青木一彦後援会	参議院 鳥取・島根	
岸 信夫後援会	山口2区		片山さつき後援会	参議院比例	
林 芳正後援会	山口3区		ゆざき英彦後援会	広島県知事	
安倍晋三後援会	山口4区		村岡嗣政後援会	山口県知事	
あいさわ一郎後援会	岡山1区		松井一實後援会	広島市長	
山下たかし後援会	岡山2区		伊木たかし後援会	米子市長	
橋本 岳後援会	岡山4区				
加藤勝信後援会	岡山5区				

■ 入会関係書類送付先

氏 名

組合員・賛助会員各位 まも～るでがんに備える

中国税理士協同組合共済会プレゼンツ

ご好評につき、キャンペーン継続決定！
皆さまの健康管理にお役立てください！

当組合から **加入促進**
1万円の助成金を交付します。

対象：組合員・賛助会員及びそのご家族、並びに
事務所職員かつ、キャンペーン期間中に
『まも～る』へのお申込みと会費のお支払いを
完了された方

期間：2023年**3月31日(金)**まで

病期になる前に考える
【がん予防メディカルクラブ まも～る】

がん予防メディカルクラブ まも～る

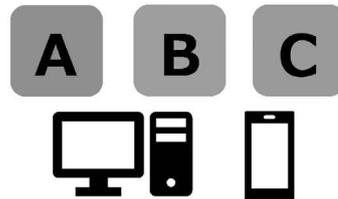
MAMÖRU

リスク検査Noahの実施 自宅で好きなタイミングで出来る尿によるリスク検査



リスク検査結果の到着

- リスク検査Noahの結果は検体到着後※、約4週間で会員マイページにてご確認いただけます。
※プリバントサイエンスで検体を受け取った日
- 検査結果は3段階のアルファベットで表示され、C判定が最もリスクが高い結果となります。
※プリバント社が実施しているリスク検査Noahは医療・診断用途の検査でないため、がんの有無を確認することはできません。

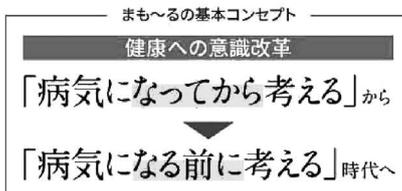


がんのリスクが判るだけじゃない『まも～る』

PM2022営資003001

詳細は、中税協HPをご覧ください。

組合員専用ページ➡カテゴリで検索➡組合員と家族の福利厚生➡がん予防メディカルクラブ『まも～る』



がん予防メディカルクラブ まも～るは、
予防に取り組みたい方の健康管理をサポートする
新しいヘルスケア・サポートプログラムです。



総合評価
C

精密検査 がんドック受診サービス

- ▶ 精密検査受診をサポート
✓ 最先端の医療機器 ✓ 全国の医療機関と提携

利便性の高いスクリーニング法と精密検査を併せた、
これまでにない先制医療支援サービスです。



第2回

中国税理士協同組合



歩いて健康！ウォーキングイベント開催！

開催期間 2022年7月1日～7月31日
 エントリー期間 2022年4月1日～ ※開催期間中の途中参加もできます。
 順位発表 2022年8月初旬に、中税協HP等でお知らせします。

皆さんに楽しく健康なからだづくりをしていただくため、
 スマホウォーキングイベントを開催します！
 スマホにアプリをダウンロードして、イベントに参加登録するだけ。
 ニックネームで順位が表示されます。
 毎日歩いて賞品をGETしましょう！



個人戦

このQRコードからダウンロードできます。



累計歩数ランキング

総合ランキング

優勝 4品
 準優勝 3品
 3位 2品
 4～10位 1品

【賞品】

中国地方のカタログギフト
 (好きな品を選択)

年代別ランキング

優勝 5,000円
 準優勝 3,000円
 3位 1,000円

※総合ランキング入賞者を除く
 ※年代は7月31日現在を基準とする

【賞品】

アマゾンギフト券

☆とび賞☆

15位、20位、25位、以下5位ごと

※ピタリ賞該当者を除く

【賞品】1,000円のアマゾンギフト券



☆ピタリ賞☆

100位、200位、以下100位ごと

【賞品】中国地方のカタログギフト1品 (好きな品を選択)

※ランキングは、7月1日から表示されます。

ポイントランキング

4,580歩/日 達成 3ポイント
(ヨコヤマ)
 6,000歩/日 達成 5ポイント
 10,000歩/日 達成 10ポイント

★合計100ポイント以上
 達成された参加者全員に！
 1,000円のアマゾンギフト券
 ★310ポイント達成者 (毎日1万歩)
 上記プラス！
 1,000円のアマゾンギフト券

横山理事長と勝負！

理事長の累計歩数を上回った人
 の中から抽選で100名の方に！！
 1,000円のアマゾンギフト券

支部対抗戦



参加者の平均歩数
 が多い支部

優勝 3万円
 準優勝 2万円
 3～10位 1万円

※2名以上参加の支部を対象とします。

イベントコード(半角) **chuzk0002**
 参加者ID **税理士登録番号**
 パスワード **空欄にしてください**

アプリ操作の詳細は、中税協HPをご覧ください。
 組合員専用ページ>カテゴリで検索>組合員と家族の福利厚生>
 ウォーキングイベント (2022.7月開催)
 (お問合せ) 中国税理士協同組合事務局 (中村 亜衣香) ☎082-246-0088

令和4年度版

人間ドックを受けましょう!

健康だから仕事ができる
皆様の健康管理のお手伝い
人間ドックを受診された方に
助成金を交付します!

人間ドック、健康診断、脳ドック、PET 検診、地域の特定健康診査・特定検診を受けた方は、受診から3ヵ月以内に、「健康管理助成金申請書」に領収書（写）を添付して、中国税理士協同組合に請求してください。

～ 中国税理士協同組合は、人間ドックの定期受診を推奨します ～



中国税理士協同組合

税理士VIP代理店 キャンペーン 全税共・中税協からギフトカードをプレゼント!

第23回税理士VIP代理店 推進キャンペーン (Z1)

税理士事務所のVIP代理店推進

- 対象 税理士会会員
- 期間 令和4年1月1日～12月31日
- 奨励基準 期間中に税理士VIP代理店登録した者 *乗合代理店登録を含む
全税共からギフトカード 1万円 + 中税協からギフトカード 1万円

さらに!

登録後、6カ月以内に
1件以上の契約があった場合
プラス5千円

【地域(支部)奨励策】
上記1件につき、所属地域に
奨励金1万円

第22回税理士VIP代理店 業績キャンペーン (Z2)

優績代理店にギフトカードをプレゼント!

- 対象 税理士VIP代理店
- 期間 令和4年7月1日～12月31日
- 対象契約 期間中に成立した全税共扱いの保険契約
- 表彰基準及び賞品

全税共から	賞名	表彰基準	賞品
	ドリームA賞	月額保険料100万円以上	10万ギフトカード
	ドリームB賞	月額保険料50万円以上	5万円ギフトカード

*ドリームA賞・ドリームB賞は他社との乗合の合計額とする。

中税協から	賞名	表彰基準	賞品
	中税協特別賞	月額保険料50万円以上	5万円ギフトカード
	中税協理事長A賞	月額保険料20万円以上	3万円ギフトカード
	中税協理事長B賞	月額保険料10万円以上	1万円ギフトカード

*全税共・中税協の各賞は重複表彰あり。*営業職員との共同募集形態の場合は、原則として半額を計上する。
*VIPの年払契約の場合は1ヵ月分(12分の1)を計上する。*全税共年金の一括払いの保険料は100分の3を計上する。
*他契約(全税共扱い以外の契約)からの変更も業績の対象とする。

税理士VIP代理店の資格

- 一般代理店になる場合(特定1社専属の募集代理店)
一般課程試験に合格すること
- 乗合代理店になる場合(複数社の募集代理店)
一般課程試験に合格した保険募集人が2名以上
いて、その中に専門課程試験に合格した教育責任者及び業務管理責任者がいること



※中税協から各生保にキャンペーン入賞者氏名の情報公開を依頼します。情報公開を希望しない方は、該当生保にお知らせください。



中税協メールマガジンに登録すると お役立ち情報が届きます！

組合員・賛助会員の皆様に当組合のオトクな情報をメールマガジンで配信しています。書籍の割引情報や知っておくと便利な組合事業などタイムリーにお届けいたします。ぜひこの機会にご登録ください。

① 中税協ホームページ <https://www.chuzeikyo.or.jp> にアクセス

② 組合員専用ページにログイン

ユーザー名
kyoudou

パスワード
kumiai2

※ユーザー名・パスワードは半角英字(小文字)・半角数字

画像で表示される4文字のひらがなを入力

③ 組合員専用ページの上部「お問い合わせ」をクリック

お問い合わせ

④ 組合員名等の**必須項目**を入力、「メールアドレス」を入力して「メールマガジンの登録をする」に**チェック**を入れて、登録内容を送信してください

お申込み項目で「メールマガジンの登録」を選択

「メールマガジンの登録をする」を選択

メールマガジンの登録

● メールマガジンの登録をする

中国税理士政治連盟の皆様へ

新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、

加入者の皆様によって支えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁
(関東信越税理士会 会長)

税理士
団体保障

団体介護保障

おしどり保障

個人年金

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら



ロシアによるウクライナ侵攻は連日テレビで報道されているが、あまりの悲惨さに目を覆うばかりである。

特に弱い立場の女性や子供が、一日でもはやく祖国で安心して暮らせることを祈るばかりだ。

国際政治においてここで思い出すのは、「緩衝地帯」という言葉である。別名バッファー・ゾーンともいわれる。例えば、第二次世界大戦時のイギリスとフランスの覇権争いの中でのタイ国の存在や、中国と日本の間にある朝鮮半島は、歴史的にみると常に両文明の緩衝地帯であった。

ウクライナがNATOに加入しようとしたことで、この緩衝地帯の秩序が崩れたことが紛争につながったのか…。

話かわって、今回の特集したように、自民党税調小委員会委員長の加藤勝信衆議院議員に三月二十六日、令和四年度税制改正についてインタビューをおこなった(総社事務所)。税調のインナーであるとともに、安倍内閣の厚生労働大臣、菅内閣時の官房長官の重職を歴任され、テレビでもおなじみである。

事前に質問項目をお伝えしてしていたところ、それぞれの項目について資料を準備され、メーカーで種々線引きされているなど、日ごろの多忙な中で真摯に対応していただいたことに感銘を受けた。インタビューは時間に制約があっ

た関係で今一つつっこみを入れられなかったのは残念であったが、機会があればまたじっくりとお話をお聞きしたい。

岡本 倫明

二〇二〇年二月コロナで初めての死者が出て、足掛け三年その間、アルファ株・デルタ株・オミクロン株と変遷し、私も三回目のワクチン接種を行った。

国の補助金も持続化給付金・家賃支援給付金・一時支援金・月次支援金から、今の事業復活支援金と変遷し、当事務所も認定支援機関として忙しい日々を送っている。

確定申告時三月十四日の通信障害により、通常半日で送信できる事務が、十四日・十五日の二日にかけてあらかた終了した。

申告期限のある事務(遅れるとペナルティーが課せられる)については、処理バホーマンスの低下が発生しただけでは済まされないものと考えるが。

今後、税制面においては、消費税インボイス制度や相続税・贈与税一体課税など、なかなか難しい話が多くなってきた。少し憂鬱になるときがあるのは、私だけだろうか？

先日、顧問先の社長と、インドの少年「アナンド君」の予言について、色々長話をしたが、「二〇二二年四月に衝撃的なことがおき」「二〇二二年五月から復活する」と予言されているらしい。

日々何事もよくなる信じ、ポジティブに生きていきたいも

のだ。

國平 敏朗

編集後記を書くことにもかなり慣れてきた。今まで株の話題を中心に書いてきたが、株価は、経済や政治にも密接に関係があり、編集後記を書くにあたって書きやすいテーマだ。今後も政界情勢や政治問題、経済政策などについて株に絡めながら書くことを編集後記における私のアイデンティティとしていきたい。

さて、今回は何ととってもウクライナ危機だ。まさか冬季北京オリンピック観戦中は、ロシアがウクライナに実際に侵攻するとは夢にも思ってもいなかった。プーチン大統領の脅しであろうと思っていたし、ほとんどの人がそう思っていたはずである。連日、子供や女性が泣いている報道を見ると涙がでてくる。早く戦争が終結することを切に願っている。

このような状況でも世界経済は悲しいがまわっている。ここで戦争と株価の考察について述べてみたい。過去四十年の戦争勃発時における米国株価の推移についてである。詳しい内容は割愛するが、一九七九年ソビエトによるアフガン侵攻、一九九〇年湾岸戦争、二〇〇三年イラク戦争、二〇〇八年ロシアによるグルジア侵攻などを上昇しているようである。開戦前に底で開戦後上昇に転じるパターンや開戦後下落するパターンなど様々であるが、下がった米国株は、買い。これが投資の世界の

格言だ。しかし、第三次世界大戦に突入するかもしれないという恐怖の中で買い向かうのは、勇気のいる事であり、それが投資の難しいところだ。

楠部 誠

運動不足解消のため、今年の一月からラジオ体操を始めました。毎朝、ユーチューブを見ながら体操しています。

ラジオ体操は昭和三年に昭和天皇ご即位の大札を記念して、通信省簡易保険局により「国民保健体操」としてスタートしました。NHKラジオで放送されたため、「ラジオ体操」と呼称されるようになりました。その後、現行のラジオ体操第一(昭和二十六年)、ラジオ体操第二(昭和二十七年)の放送が開始されました。

ラジオ体操の根本方針は「老若男女を問わず誰でも、どこでもできるもの」「リズムに合わせて愉快にできるもの」「器械を用いなくて簡単にできるもの」とされています。ラジオ体操は、始めようと思えば誰でもどこでも気軽に始めることができるため、健康づくりに活用している企業等が数多くあるそうです。

ラジオ体操をしていて感じたことは「体の硬さ」と「動きの鈍さ」です。この「体の硬さ」と「動きの鈍さ」は、回数を重ねるごとに少し改善されてきました。これからもラジオ体操を続けていきたいと思えます。

山根 和幸